

## 健診実施機関の選定基準に係る取扱い

全国健康保険協会沖縄支部

### 1 健診実施機関の選定基準 1 の（２）について

健診機関として新たに申請する医療機関にあつては、乳がん検診、子宮頸がん検診及び眼底検査を実施するのに必要な医療設備を保有していること。

ただし、加入者の受診機会の確保という観点から、当該医療機関と契約を締結することが必要であると全国健康保険協会沖縄支部長が判断した場合を除く。

### 2 健診実施機関の選定基準 1 の（３）について

原則として、毎日（休診日を除く。）健診が実施できる体制であること。

ただし、離島やへき地の医療機関が健診機関として新たに申請する場合は、加入者の受診機会の確保という観点から、当該医療機関と契約を締結することが必要であると全国健康保険協会沖縄支部長が判断した場合を除く。

### 3 健診実施機関の選定基準 1 の（４）について

健診の受付、待合室の表示が明確にされているとともに、健診部門と一般診療部門が、壁やパーテーション等により物理的に分離されている又は時間帯の調整などの適切な方法により区分され、健診に必要な更衣室を有していること。

ただし、離島やへき地の医療機関は施設の規模が小規模であり、また医療機関数も少ないため、物理的な分離や時間帯の調整により区分をすることが難しいことから、離島やへき地の医療機関が健診機関として新たに申請する場合は、地域事情に鑑みて物理的な分離や時間帯の調整により区分できなくても、プライバシーの確保に必要な措置を講じ、健診の実施に支障が生じない体制を確保できていれば足りることとする。

### 4 健診実施機関の選定基準 2 の（２）、（３）について

（１）検査の外部精度管理については、申請日の属する年度の精度管理調査による評価で判断するものとする。

（２）健診機関として新たに申請する医療機関であつて、日本医師会による臨床検査精度管理調査を行っている医療機関にあつては、申請時に申請日の属する年度の前年度の調査結果を提出するものとし、参加項目修正点が 90 点以下あるいは協会が実施する生活習慣病予防健診の検査項目以外の項目であっても「D」がある場合は、改善の対応策についても併せて提出すること（以下、同じ）。なお、申請日の属する年度の調査結果が判明し次第、速やかに申請日の属する年度の調査結果を提出すること。

（３）健診機関として引き続き申請する医療機関であつて、日本医師会による臨床検査精度管理調査を行っている医療機関にあつては、申請日の属する年度の調査結果が判明し次第、速や

## 機密性 1

かに当該調査結果を提出すること。

- (4) 選定委員会においては、日本医師会による臨床検査精度管理調査を行っている医療機関であって、選定時点において前年度の臨床検査精度管理調査の結果が提出され、当該調査結果の参加項目修正点が90点以下あるいは「D」があっても、改善の対応策が提出されている場合は、選定基準2の(2)、(3)以外の他の選定基準を満たしていると認められれば、選定するものとする。

- (5) 上記(4)の医療機関について、選定後の取扱いを下記のとおりとする。

① 委託契約の締結時期までに申請日の属する年度に係る調査結果の提出がない場合は、選定した医療機関であっても、全国健康保険協会沖縄支部長は当該医療機関と健診の委託契約をしないこととする。

② 申請日の属する年度の調査結果において参加項目修正点が90点以下あるいは「D」があった場合は、改善の対応策について委託契約締結時期までに提出すること。

ただし、前年度の調査結果により改善の対応策が報告されたにもかかわらず、同一の調査項目について、申請日の属する年度の調査においてもなお改善が見られない場合は、選定した医療機関であっても、全国健康保険協会沖縄支部長は当該医療機関との健診の委託契約をしないこととする。

### 5 健診実施機関の選定基準2の(1)、(4)について

適切な管理体制等については、別添様式により提出を求めることとする。

なお、申請時に提出がない場合、または提出された内容が医療機関として著しく適性を欠く場合は、選定基準を満たさないものとする。

### 6 健診実施機関の選定基準6について

(1) 健診実施機関は原則として保険医療機関とする。

(2) 社会保険に関する実績の取扱いについては、「1年間のうち、社会保険料を完納されていないまたは今後そうなった場合は、指定期限内に納付されていても選定しない、または取消とする。」こととする。

この取扱いについては、平成22年11月1日から実施する。

この取扱いについては、令和2年6月1日から実施する。(令和2年5月26日追加)